

建設工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引上げについて

県では、建設工事の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、平成25年7月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。（7月1日以降の指名通知又は入札公告の案件に適用する。）

記

1 建設工事に係る入札における最低制限価格の引上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設工事に係る最低制限価格の設定基準のうち、一般管理費の割合を引き上げます。

（改正後の算定方法）

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税（5%）を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- （1）直接工事費の95%の額
- （2）共通仮設費の90%の額
- （3）現場管理費の80%の額
- （4）下表の区分に応じた一般管理費の額

請負工事設計額		一般管理費 の割合
土木一式工事及び 建築一式工事の場合	土木・建築一式工事以外の 建設工事の場合	
4,500万円以上 （特A級工事相当）	1,500万円以上 （A級工事相当）	55%
1,000万円以上 4,500万円未満 （A級工事相当）	300万円以上 1,500万円未満 （B級工事相当）	60%
1,000万円未満 （B級工事相当）	300万円未満 （C級工事相当）	65%

2 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格の引上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設工事に係る低入札価格調査基準価格の設定基準のうち、一般管理費の割合を引き上げます。

（改正後の算定方法）

低入札価格調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税（5%）を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- （1）直接工事費の95%の額
- （2）共通仮設費の90%の額
- （3）現場管理費の80%の額
- （4）一般管理費の55%の額